

8 利用者負担（保育料）について

町立保育所、私立保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所について、保育料は同じ基準で算定します。

1. 利用者負担額の決定について

幼児教育・保育の無償化の開始により、下記に該当する児童の保育料は無償となります。

- ・ 1号認定の方
- ・ 3歳以上クラスの方
- ・ 3歳未満クラスの方で、保護者及び同一世帯員が市区町村民税非課税者の方

※クラスは当該年度の4月1日時点の年齢です。

上記以外の利用者負担額は、保護者（両親）の住民税のうち市区町村民税の所得割（※下記参照。以下同じ）により、階層区分に分けて決定します。家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市区町村民税所得割も含めます。

令和2年度の利用者負担額は、4月分～8月分については令和元年度（平成30年分）の課税状況（市区町村民税所得割）により算定、9月分～翌年3月分については令和2年度（令和元年分）の課税状況（市区町村民税所得割）により算定されます。

令和2年度の利用者負担額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度（平成30年分）の課税状況で算定					令和2年度（令和元年分）の課税状況で算定						

利用者負担額は当該1日に在籍している児童に対して算定いたします。病気等で1日も出席しない場合であっても全額支払う必要があります。

（※）【重要】利用者負担額の算定に使用する市区町村民税所得割額について

住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になります。お支払いの市区町村民税所得割額と異なる場合があります。

2. 支払納入方法について（町立・私立保育所のみ）

認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所については施設に利用者負担を支払います。支払方法については各施設にご確認ください。

利用者負担の支払い期限は毎月月末です。口座振替による支払いをお願いしています。

手続きの方法は、次のとおりです。

- (1) 「口座振替依頼書」に記入押印のうえ、口座振替を希望する金融機関へ直接提出してください。
- (2) 口座振替による支払いとなるまでは、毎月15日頃に送付される納付書により、コンビニ・指定金融機関または役場でお支払いください。

※月のはじめに子ども家庭課に「口座振替依頼書」の「町控え」が届けば、その月分から口座振替による支払いとなります。口座振替にかかる事務手数料は町が負担をします。

☆ 口座振替取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・水郷つくば農業協同組合・三菱UFJ銀行
三井住友銀行・みずほ銀行・りそな銀行・労働金庫・東日本銀行・ゆうちょ銀行

☆ 振替日・納付期限は月末です。（月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日）

3. 利用者負担の滞納について

利用者負担は保育施設運営の財源になるものです。保育施設を利用した時点で支払義務が生じます。必ず期日内にご納付ください。

- ◇ 利用者負担の滞納があると利用調整にあたり、不利になる場合があります。
- ◇ 利用者負担を滞納した場合、財産（不動産、預金、給与など）差押等滞納処分の対象となります。
- ◇ 児童手当の窓口払いや特別徴収で納付をお願いする場合があります。

【令和2年度 利用者負担額（保育料）基準額表】（2号・3号認定）

○保育標準時間（月120時間以上）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満クラス	3歳以上クラス	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
2	市区町村民税非課税世帯	0円		
3	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円未満		15,600円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
4	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円以上 77,101円未満		24,000円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
		77,101円以上 97,000円未満		24,000円
5	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	97,000円以上 169,000円未満		35,600円
6		169,000円以上 301,000円未満	48,800円	
7		301,000円以上 397,000円未満	63,500円	
8	第1階層から第7階層のいずれにも該当しない世帯	63,500円		

○保育短時間（月120時間未満）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満クラス	3歳以上クラス	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
2	市区町村民税非課税世帯	0円		
3	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円未満		15,400円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
4	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円以上 77,101円未満		23,600円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
		77,101円以上 97,000円未満		23,600円
5	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	97,000円以上 169,000円未満		35,100円
6		169,000円以上 301,000円未満	48,000円	
7		301,000円以上 397,000円未満	62,500円	
8	第1階層から第7階層のいずれにも該当しない世帯	62,500円		

☆ この表に定める年齢区分は、当該年度の4月1日時点の年齢です。

【例】6月で3歳になるお子さま → 2歳児クラス → 「3歳未満クラス」の負担額が適用されます。

☆ 3歳未満クラスの利用者負担額は、保護者（両親）の市区町村民税所得割額の合計によって決定し

ます。

※ひとり親家庭、もしくは両親に離婚の予定がある場合は、17頁Q9をご参照願います。

☆ この表に定める市区町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になります。

○多子軽減について

利用者負担額の多子軽減については、同一世帯から保育施設の他、幼稚園等を利用している場合でも、算定対象人数に含めます。ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯は多子軽減の基準が異なっておりますので、ご注意ください。

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減後の負担額
第3階層、第4階層の一部 市区町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第1子：全額負担 第2子：半額負担 第3子以降：無料
第4階層の一部、第5階層以上 市区町村民税所得割額 57,700 円以上の世帯	未就学児まで	第1子：全額負担 第2子：半額負担 第3子以降：無料

【ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯】

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減後の負担額
第3階層、第4階層の一部 市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第1子：全額負担 第2子以降：無料
第4階層の一部、第5階層以上 市区町村民税所得割額 77,101 円以上の世帯	未就学児まで	第1子：全額負担 第2子：半額負担 第3子以降：無料

（※）生計を一にするとは、必ずしも同居を要件としていません。別居している子どもで送り等により生計を一にしている場合などは対象となりますので、お申し出ください。